

[078_03]法政研究表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/20600>

出版情報：法政研究. 78 (3), 2011-12-20. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

上田 國廣 教授 著作目録

論文

- 「福岡スモン訴訟の展開と今後の課題（〈特集〉福岡スモン訴訟第一審判決）——
（福岡スモン判決をめぐるつて）」（共著）（判例時報九一〇号） 一九七九年
- 「福岡スモン判決の意義と展望（公害弁連レポート）」（共著）（法律時報五一卷三号） 一九七九年
- 「福岡地裁における刑事裁判の現状——訴訟指揮を中心として
（〈特集〉刑事裁判の現状と問題点）」（自由と正義三二卷五号） 一九八一年
- 「人権侵害の根絶をめざして——三——」（自由と正義四〇卷三号） 一九八九年
- 「接見交通権の四〇年と刑事裁判の展望
（〈特集〉フランス人権宣言二〇〇年と日本の刑事訴訟法四〇年）」（自由と正義四〇卷七号） 一九八九年
- 「弁護士立場から（〈特集〉捜査と弁護）」（刑法雑誌三二卷一号） 一九九一年
- 「刑事弁護センターと司法改革（〈特集〉当番弁護士制度——被疑者弁護の充実を求めて）」
（自由と正義四三卷二号） 一九九二年
- 「刑事手続をどう変えるか、変えられるか
（〈特集〉司法は本当に変えられるか——市民とともに歩む司法改革をめざして）」（法学セミナー四五九号） 一九九三年
- 「伝聞証拠とどのように闘うか」（刑事弁護の技術（上））（竹澤哲夫他編集代表）第一法規 一九九四年

- 「刑事弁護の理念と実践——被疑者弁護を中心として（〈特集〉 刑事弁護の諸課題）」
 （自由と正義五〇巻七号） 一九九九年
- 「〈基調報告〉 刑事弁護の活性化に向けた弁護士の取組みとその到達点
 —— 刑事訴訟法施行後五〇年を振り返って」（共著）
 （季刊刑事弁護二〇号） 一九九九年
- 「被疑者・被告人と弁護人の関係（二）（〈特集〉 刑事弁護の論理と倫理）」
 （季刊刑事弁護二二号） 二〇〇〇年
- 「法制審刑事法部会での議論状況について（〈特別企画〉 犯罪被害者と刑事手続）」
 （季刊刑事弁護二二号） 二〇〇〇年
- 「刑事弁護の新しい世紀」（共著） 『21世紀弁護士論』（日本弁護士連合会編）有斐閣
 二〇〇〇年
- 「被害者の意見陳述（〈特集〉 新立法下の刑事弁護——犯罪被害者保護立法下の刑事弁護）」
 （季刊刑事弁護二五号） 二〇〇一年
- 「大法院判決と準抗告（〈特集〉 接見交通権を確立するために——準抗告）」
 （季刊刑事弁護二六号） 二〇〇一年
- 「ある新人弁護士と先輩弁護士との対話——福岡県の弁護士による基礎講座
 （〈特集〉 刑事弁護をはじめよう！——弁護活動の前に知っておきたい基礎知識）」
 （季刊刑事弁護二八号） 二〇〇一年
- 「大法院判決と準抗告」 『新接見交通権の現代的課題』（柳沼八郎・若松芳也編著）日本評論社
 二〇〇一年
- 「予断の防止」 『新刑事手続II』（三井誠他）日本評論社
 二〇〇二年

「巻頭論文」 国費による被疑者弁護制度の構想と実現への道 (季刊刑事弁護二九号) 二〇〇二年

「裁判員裁判と手続二分論 (連続特集) 裁判員制度と刑事弁護 (四)

量刑はどうなるのか?」 (季刊刑事弁護四四号) 二〇〇五年

「司法過疎」 対策のセカンド・ステップに向けて

(特集) ポスト「ゼロ・ワン」時代の司法過疎対策に学ぶ」 (共著) (法学セミナー五六卷一号) 二〇一一年

「被疑者弁護を通じた取調べの適正化 (特集) 取調べの可視化と捜査構造の転換」

(法律時報八三卷二号) 二〇一一年

「看護行為を巡る法律問題——「爪のケア」に関する刑事事件」の判決から考えること」

『「爪のケア」に関する刑事事件——経緯と支援の実際』 (日本看護協会出版会) 二〇一一年

座談会

「最近の無罪判決の意味するもの (特集) 刑事裁判は甦るか」 (法学セミナー四四一号) 一九九二年

「伝聞法則の実践 (設問と解答)

(特集) 伝聞証拠にどう対応するか——刑事弁護の実践から考える」

(季刊刑事弁護九号) 一九九七年

「最高裁判決を越えて——接見交通のあるべき姿を探る

(特集) 接見交通権を確立するために」 (季刊刑事弁護二六号) 二〇〇一年

「再審の展望と誤判救済 (特集) 刑事再審の課題と展望」 (法律時報七五卷一号) 二〇〇三年

「被疑者刑事弁護の進展は刑事手続に何をもたらしたのか

——編集に携わってきた立場からこの一〇年を総括する

〔『刑事弁護』創刊一〇周年記念特集〕 刑事司法改革とこれからの刑事弁護〕

(季刊刑事弁護四〇号)

二〇〇四年

主な担当事件

①福岡地方裁判所昭和五二年四月二一日判決(原告代理人)

(事案の概要)

- 一 信号機が故障により現示停止している交差点において、原告車が対面赤信号を無視して交差点を進入したところ、該信号機が青の表示に従い進行してきた被告車と衝突した事故につき、運転者が過失なくして信号機の故障を知らなかった場合には、信賴の原則が適用されるとして、故障により現示停止している信号機を信賴して交差点に進行してくる車両に注意していなかった原告に五割の過失相殺を認めた事例。
- 二 県が設置管理する信号機の故障により生じた交通事故につき、市内で主要な交差点の信号であるのに監視が十分でなかったとして、管理の瑕疵があるとして県の榮造物責任が認められた事例。

②福岡スモン訴訟事件(福岡地方裁判所昭和五三年一月一四日判決)(原告代理人)

(判示事項)

- 一 キノホルムとスモンの因果関係が認められた事例

二 国の医薬品安全性確保義務の意義・内容

三 欠陥医薬品により被害が生じた場合と国の過失の推定

四 昭和三四年五月の時点でキノホルムによるスモン又はスモンとの関連性を推論し得る何らかの神経障害の発言が予見可能であったとして国の過失を認めた事例

五 キノホルム剤によるスモン被害につき、国と製薬会社の責任関係を不真正連帯債務を負担する関係であると見た事例

六 キノホルム剤の投薬証明のない者につき、発症経過等からキノホルム剤の服用を推認した事例

③ 建造物損壊被告事件（最高裁判所第三小法廷昭和六一年七月一八日決定）

（事案の概要）

被告人が、自己の居住し、県漁連が所有する本件建物を損壊した事件につき、原判決が、無罪を言い渡した一審判決を破棄し、有罪を言い渡したため、上告した事案で、刑法二〇六条の「他人ノ」建造物というためには、他人の所有権が将来民事訴訟等において否定される可能性がないということまで要しないものと解するのが相当であり、本件の事実関係にかんがみると、たとえ第一審判決が指摘するように詐欺が成立する可能性を否定し去ることができないとしても、本件建物は刑法二六〇条の「他人ノ」建造物に当たるとして、上告を棄却した事例

④ 強姦致傷、道路交通法違反被告事件（最高裁判所昭和六二年三月三日決定）

（事案の概要）

被告人が、強いてAを姦淫しようとしたが、たまたま軽四輪自動車が接近してきたため山中に逃走し、その目的を

遂げなかったものの、その際、同女に傷害を負わせ、また、運転免許を受けないで、かつ酒気を帯び、普通乗用自動車運転して事案につき、懲役三年が言い渡され、控訴したが棄却されたため、上告した事案で、臭気選別は、選別につき専門的な知識と経験を有する指導手が、臭気選別能力に優れ、選別時において体調等も良好でその能力がよく保持されている警察犬を使用して実施したものであるとともに、臭気の採取、保管の過程や臭気選別の方法に不適切な点のないことが認められるから、本件各臭気選別の結果を有罪認定の用に供しようとした原判断は正当であるとして、上告を棄却した事例（編者註 なお、上田國廣先生は一審段階から弁護士として活動し、被告人の犯人性を争ってきた。）

⑤ 損害賠償請求事件（福岡地方裁判所昭和六三年四月二七日判決）（原告本人）

（判示事項）

いわゆる一般的指定のなされた勾留中の被疑者と弁護士との接見交通につき、検察官が接見指定の要件がないのに具体的指定書の持参を要求して、これに応じなかった弁護士の接見を許さなかったことを接見妨害として、弁護士からの国家賠償法による損害賠償請求を認容した事例

⑥ 予防接種ワクチン禍九州訴訟損害賠償請求事件（福岡地方裁判所平成一年四月一八日判決）（原告代理人）

（判示事項）

- 一 予防接種と被接種児の死亡又は傷害との間の因果関係が認められた事例
- 二 予防接種担当医師等に具体的な過失があるとして国家賠償責任が認められた事例
- 三 予防接種被害に対する国の安全配慮義務違反を理由とする債務不履行責任及び民法七〇九条の不法行為が否定

された事例

- 四 予防接種被害を理由とする国家賠償請求等に損失補償請求を追加的に併合することが適法とされた事例
- 五 憲法一三条、一四条、二五条、二九条の各規定の解釈上、同二九条三項の規定に基づき、予防接種被害者は国に対し損失補償請求をすることができることとされた事例
- 六 予防接種法一六条以下による法的救済制度の存在するが故に憲法二九条三項に基づく損失保障請求を許さないとするものではないとされた事例
- 七 予防接種被害に対する補償は憲法二九条三項の正当な補償でなければならず、死亡児の逸失利益、介助費、慰籍料が含まれるが、弁護士費用は含まれないとされた事例
- 八 予防接種被害に基づく国家賠償請求及び損失補償請求に対する国の消滅時効の援用が権利の濫用であり許されないこととされた事例

⑦任意取調べ中の接見拒否による損害賠償請求事件（福岡地方裁判所平成三年一月三日判決）（原告代理人）
（事案の概要）

任意取調べ中の被疑者の弁護士となろうとする者から面会の申し出を受けた警察官が申し出をすみやかに被疑者に取り次がなかったことを違法とした事例（出典…法律時報臨時増刊『判例回顧と展望』（日本評論社））

⑧福岡ダイエードーム詐欺被告事件（福岡高等裁判所平成七年六月二十七日判決）（控訴審弁護士）
（事案の概要）

原審が、被告人が、工事の受注を希望しているBに対し、地元対策費等の金員を支払えば工事の受注ができる等の

虚構の事実を申し向けて金員を要求し、同人から、地元対策費等名下に合計二億六〇〇〇万円を騙取したとして被告人に詐欺罪の成立を認めたのに対し、被告人が控訴をした事案において、提供する金員を回収し、かつ、適正利益を確保するに足りる十分な金額で受注させるよう予算措置を講じるとの約束がある等の話があったので、本件金員を被告人に交付した旨述べるBらの供述は、客観的な証拠であるテープに録音されている会話内容等に対比して信用し難く、他に右事実を認めるべき証拠は存在しないから、本件公訴事実については犯罪の証明が十分でないとして、原判決を破棄し、被告人に無罪を言い渡した事例

⑨再審請求棄却決定に対する即時抗告事件棄却決定に対する特別抗告事件（最高裁判所第三小法廷平成一〇年一〇月二七日決定）（再審請求弁護人）

（事案の概要）

強盗殺人、同未遂、現住建造物放火の罪で死刑が確定した申立人の再審請求棄却事件に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件において、所論引用の新証拠のほか、再審請求以降において新たに得られた証拠を含む全証拠を総合的に評価しても、申立人が放火に及んだことに合理的な疑いが生じていないことは明らかであるから、所論引用の新証拠が刑法四三五条六号にいう証拠の明白性を欠くとして本件再審請求を棄却すべきものとした原決定の判断は正当であるとして、抗告を棄却した事例

⑩恐喝（予備的訴因恐喝幫助）被告事件（福岡地方裁判所平成一三年五月三〇日判決）

（事案の概要）

被告人が、共犯者らと共に謀の上、債権取立て名下にAから金員を喝取したという公訴事実（予備的訴因は恐喝幫

助)につき、本件事実を総合すると、被告人には、共犯者らと共同してAを脅して同人から金員を喝取しようという正犯意思まであったということはできず、Aから金員を喝取することについて、被告人と共犯者らとの間に、被告人を共同正犯と認めるに足りる共謀関係があったとは認められず、幫助の意思があったとも認められないとして、被告人を無罪とした事例

⑪強盗致傷被告事件(福岡高等裁判所平成一四年一月六日判決)

(事案の概要)

被告人が、ショッピングセンター内において妻と共謀の上、食料品を窃取し、その後、被告人車を発進させ、被告人車の前部付近に立ちふさがった同店店員を負傷させた事実につき、原判決には訴訟手続の法令違反があるとし、控訴した事案で、鑑定の経緯を補足された鑑定書面については、実質的に証拠能力を否定すべき理由がなく、その判断の経緯が法廷で証言された本件施術証明書は、刑法法三二一条四項の準用によって証拠能力を付与しうるのが相当であるとして、控訴を棄却した事例

⑫証拠開示決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件(最高裁判所第三小法廷平成二〇年六月二五日決定)

(事案の概要)

証拠開示決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件につき、犯罪捜査に当たった警察官が犯罪捜査規範一三条に基づき作成した備忘録であって、捜査の経過その他参考となるべき事項が記録され、捜査機関において保管されている書面は、当該事件の公判審理において、当該捜査状況に関する証拠調べが行われる場合、証拠開示の

対象となり得るものと解するのが相当であるとして、抗告を棄却した事例

⑬ 傷害被告事件（福岡高等裁判所平成二二年九月一六日判決）

（事案の概要）

看護師である被告人が、入院中のA及びBの爪を爪切り用のニッパーを使用するなどして剝離させ、よって、同人に傷害を負わせたとして起訴された事案の控訴審において、被告人がB及びAの各足親指の爪切りを行ってその爪を露出させた行為は、医師との連携が十分とはいえなかったこと、結果的に微小ながら出血が生じていることなど、多少なりとも不適切さを指摘されてもやむを得ない側面もあるが、これらの事情を踏まえても、被告人の行為は、看護目的でなされ、看護行為として必要性があり、手段、方法も相当といえる範囲を逸脱するものとはいえず、正当業務行為として違法性が阻却されるとして、一審判決を破棄し、無罪を言い渡した事例

（なお、「事案の概要」、「判示事項」は、LEX／DBインターネットTKC法律情報データベースによった。）